住みよい街を"建築協定"で

市民の皆さん、家のまわりの環境に満足していますか。「環境のよい住宅地にやっと家を建てたのに、近くに高い建物が建ち、日照やプライバシーの侵害に困っている」「敷地境界ぎりぎりまで増築する家が多くなり、お互いやな思いをしている」……。こんなことを感じている人はいませんか。新潟市では、地域の住民自らの考えで、魅力ある住宅街や高度な利便性ある商店街などをつくっていく"建築協定"という制度を推進しています。建築協定でより一層すてきな皆さんの街をつくってみませんか。

建築協定は、区域の住民全員の合意によって、建築基準法の一般的な基準以上の高い基準を定めて、住みよい街を自分たちでつくっていくものです。普通の約束とは異なり、市に届け出て認可を受けることによって、合意した当事者だけでなく、後からその協定区域に入ってきた人をも拘束。違反者には施工停止や是正措置を求める法的な手段もあります。

協定内容は、建物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備について取り決めることができ、協定区域は道路などで境界が明確で、できるだけ広い範囲が望ましいといえます。内容はこんな街をつくりたいという例（＝左表）を参考にして下さい。

質問 建築協定を結ぶと、都合によって家や土地を売るとき、不利になりませんか。

答え 建築協定付きの土地は、一般に良好な住環境を備えた土地と評価されます。かえって良好な環境を求める人たちから喜ばれます。

建築協定参考例

●例えば住宅地では

こんな住宅地をつくりたい	協定する内容
純粋の住宅地にしたい	○住宅用の建物だけを認める（ある程度例外を認めると協定しやすくなります）
低層住宅の環境を守りたい ゆったりとした住宅地にしたい	○高さや階数を制限する ○住宅を一戸建てに限定する ○法律に定められている建ぺい率や容積率よりもきびしい基準にする ○敷地の最低規模を定める
美観を増進したい	○道路から建物までの離れを定め、家並みをそろえる ○ブロック塀を制限し、生け垣や生け垣併用の塀とする ○建物の色彩や屋根の形態を整える
プライバシーを守りたい	○隣地境界線から建物までの離れを定める ○建物の階数を制限したり、屋上の利用を禁止する
日照をできるだけ確保したい	○北側境界線から建物までの離れの最低限を定める

●例えば商業地では

こんな商業地をつくりたい	協定する内容
調和のある美しい商店街としてイメージアップしたい	○軒の高さをそろえる ○道路から建物までの離れを定め、街並みを整える ○看板を統一する ○建物の色彩や形態を整える
お客が安心して快適に買物ができる商店街にしたい	○一階部分は道路から後退し、歩道を広くする ○外壁や軒裏を防火構造にする
商業地としての環境を守りたい	○1階部分は、商店以外の用途に使用しない

日照をできるだけ確保したい

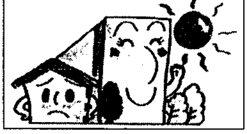

プライバシーを守りたい

住宅地の美観、環境を守りたい

建築協定付き宅地分譲

建築協定は、複数の土地所有者などが結ぶ方法が一般的ですが、宅地分譲の場合は"一人協定"ができます。これはディベロッパーが開発した分譲地で分譲前の土地所有者が一人の段階で建築協定の認可を受け、建築協定付きで宅地分譲を行う方法です。また土地区画整理事業や開発行為などで分譲する場合も、少数の土地所有者の段階で協定しておくと"一人協定"同様、はじめから望ましい街づくりを行っていくことができます。

問い合わせ

この制度をもっと知りたい方には、パンフレットも用意していますので市建築指導課へお問い合わせ下さい。

所得税

還付申告は早めに税務署へ

平成二年分の所得税の払い戻しを受けるための還付申告は、確定申告の期間（二月十六日～三月十五日）前でも受け付けています。窓口が込み合わないうちに早めに税務署で申告しましょう。

給与所得者で次のような場合、申告をすれば税金が戻ってきます。

①年の途中で退職し、退職後ほかの所得がなく、源泉徴収された所得税が納めすぎとなっている場合

②雑損控除、医療費控除、住宅取得（等）特別控除を受ける場合……㊟参考

③年末調整で生命保険料、社会保険料、損害保険料の控除を受けなかった場合

④年末の出産などで扶養親族が増え、年末調整で扶養控除ができなかった場合

㊟**雑損控除**…災害や盗難などにより、住宅や家財に損害を受けた場合、損害額の一部が所得金額から差し引かれます。**医療費控除**…本人や生計を一にする家族のために支払った医療費から健康保険の給付金などを差し引いた額が十万円または年間所得の五％を超える場合、その超える額が所得金額から差し引かれます。例えば、年間所得が二〇〇万円を超える人の場合、医療費の差引負担額が十万円を超えないと控除が受けられません。**住宅取得（等）特別控除**…民間の金融機関や住宅金融公庫などから借り入れをして、本人が居住するための住宅を取得、または増改築などをして入居した場合、一定の要件に当てはまれば、入居した年から六年間、各年の所得税から一定の金額が差し引かれます。

また、厚生年金、国民年金、恩給、公務員の共済年金などの公的年金等の受給者については、次の場合など申告すると源泉徴収された所得税が戻ることがあります。

①昨年中に社会保険料、生命保険料を支払っている場合

②同居老親等または同居特別障害者がいる場合

☆医療費控除、住宅取得（等）特別控除、公的年金などの還付申告をされる人の説明会

説明を聞き、その場で申告書を記入、提出することができます。

期日 ▽北地区公民館会場…二月一日 ▽坂井輪地区公民館会場…二月六日 ▽新潟県商工会館（県庁裏手）…二月十二日・十三日

時間 医療費控除は午前十時～、住宅取得（等）特別控除は午後一時～、年金は午後三時～。※各一時間程度（受付は十分前まで）

用意するもの 源泉徴収票（原本）、認印、計算用具（電卓など）、医療費控除を受ける人は領収書と保険等で還付を受けた額、住宅取得（等）特別控除を受ける人は各種必要書類がありますので新潟税務署へお問い合わせ下さい。

☆公的年金などの還付申告の受け付け

日時 一月三十日～二月一日午前九時半～十一時半、午後一時半～三時半

会場 税理士会館（営所通二寄居中隣り）

■贈与税の申告と納税

個人から贈与を受けた財産の額が年間六十万円を超えるときは、贈与税の申告が必要です。二月一日から三月十五日までに申告と納税をして下さい。

問い合わせ 持っていく書類など詳しくは新潟税務署（☎229－2151）へ問い合わせ下さい。なお各会場とも駐車場が狭いので車での来場はご遠慮下さい。

安産教室

持ち物 母子健康手帳、ズボン
申し込み 電話で会場へ

月日	会場	対象	受付時間
2・6	東保健所	5～6月出産予定の初産婦（2回コース）	午前9時～9時半
2・13	石山地区保健センター	5～6月出産予定の初産婦（2回コース）	午後1時～1時半
2・21	西保健所	6～7月出産予定の妊婦（3回コース）	午前9時～9時10分

母子健康手帳の交付

受付時間 午後1時～2時
持ち物 妊娠届出書、印鑑

月日	会場	内容
2/4	鳥屋野地区保健センター	妊婦相談、各種制度の説明、歯科検診、保健指導
2/18	中地区保健センター	
2/19	北地区保健センター	
2/25	東保健所	
2/27	石山地区保健センター	
2/13	坂井輪地区保健センター	
2/6・20	西保健所	
2/27	西地区保健センター	

股関節検診

対象 平成2年10月生まれ
受け付け 午後1時～2時
持ち物 母子健康手帳、料金1,190円

〈東保健所会場〉

月日	対象校区
2・8	万代、南万代、長嶺、沼垂、中野山、東中野山、南中野山、山潟、江南、桜が丘、丸山、大淵、笹口、上所、女池、上山、鳥屋野
2・22	南浜、太夫浜、大形、太郎代、松浜、山の下、桃山、東山の下、下山、濁川、酒屋、割野、曽野木、東曽野木、竹尾、木戸、牡丹山

〈西保健所会場〉

月日	対象校区
2・18	五十嵐、真砂、坂井輪、坂井東、新通、湊、栄、有明台、笠木、小瀬、内野、西内野、入舟、豊照
2・25	小針、青山、東青山、浜浦、関屋、新潟、礎、白山、鏡淵、木山、赤塚

フッ素塗布

対象 1歳6カ月児～4歳未満児（希望者）
受け付け 午前9時半～10時半
持ち物 母子健康手帳、タオル、料金850円
申し込み 電話で各会場へ（中地区は東保健所へ、入舟地区は西保健所へ）

月日	会場	定員
2・25	東保健所	各50人
2・4	鳥屋野地区保健センター	
2・27	石山地区保健センター	
2・28	中地区保健センター	
2・7	西保健所	
2・8	坂井輪地区保健センター	
2・14	入舟地区保健センター	

1歳6カ月児健診

対象 平成元年7月生まれ（入舟地区保健センター会場は8月生まれも含む）
持ち物 母子健康手帳

〈東保健所〉　受付時間 午後1時～2時

月日	対象校区
2・5	万代、南万代、長嶺、沼垂、大形、笹口
2・12	曽野木、東曽野木、酒屋、割野、竹尾、木戸、牡丹山

〈石山地区保健センター〉　受付時間 午後1時～2時

月日	対象校区
2・21	中野山、東中野山、南中野山、山潟、桜が丘、江南、丸山、大淵

〈鳥屋野地区保健センター〉　受付時間 午後1時～2時

月日	対象校区
2・15	上所、女池、鳥屋野、上山

〈中地区保健センター〉　受付時間 午後1時半～2時

月日	対象校区
2・28	山の下、東山の下、桃山、下山

〈入舟地区保健センター〉　受付時間 午後1時20分～2時

月日	対象校区
2・14	入舟、栄、豊照、湊

〈西保健所〉　受付時間 午後1時～2時

月日	対象校区
2・7	関屋、有明台、浜浦、白山、鏡淵、青山、東青山、礎、新潟

〈西地区保健センター〉　受付時間 午後1時半～2時

月日	対象校区
2・21	内野、西内野、木山、笠木、小瀬、赤塚

〈坂井輪地区保健センター〉　受付時間 午後1時20分～2時

月日	対象校区
2・8	五十嵐、真砂、坂井輪、新通、小針、坂井東

遺伝相談

日時 2月14・28日午後1時10分～
会場 西保健所
申し込み 電話で会場へ（予約制）
※新大医師の個別相談、秘密厳守

3歳児健診

対象 昭和62年8月生まれ（北地区保健センター会場は9月生まれも含む）
持ち物 母子健康手帳、尿（容器は東・西保健所、地区保健センター、地区事務所、連絡所、市民課5番窓口に用意してありますので、あらかじめ取りにおいで下さい）

〈東保健所〉　受付時間 午後1時～2時

月日	対象校区
2・7	大形、曽野木、東曽野木、酒屋、割野、笹口
2・20	万代、南万代、長嶺、沼垂、竹尾、木戸、牡丹山

〈石山地区保健センター〉　受付時間 午後1時～2時

月日	対象校区
2・1	中野山、南中野山、山潟、東中野山、丸山、大淵、江南、桜が丘

〈鳥屋野地区保健センター〉　受付時間 午後1時～2時

月日	対象校区
2・14	上所、上山、女池、鳥屋野

〈中地区保健センター〉　受付時間 午後1時半～2時

月日	対象校区
2・13	山の下、桃山、東山の下、下山

〈北地区保健センター〉　受付時間 午後1時～2時

月日	対象校区
2・6	松浜、濁川、南浜、太夫浜、太郎代

〈西保健所〉　受付時間 午後1時～2時

月日	対象校区
2・15	浜浦、白山、鏡淵、青山、有明台、関屋、礎、新潟、東青山、入舟、栄、豊照、湊

〈西地区保健センター〉　受付時間 午後1時半～2時

月日	対象校区
2・26	笠木、小瀬、赤塚、西内野、内野、木山

〈坂井輪地区保健センター〉　受付時間 午後1時20分～2時

月日	対象校区
2・28	五十嵐、真砂、坂井輪、新通、坂井東、小針